内閣府政策統括官（共生・共助担当）　任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）では、育児休業中の職員に代わって、当局の業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第７条第１項の規定による任期付職員）を募集いたします。

１．採用内容

職　　名：内閣府事務官

（配置先：内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総括担当）付主査又は主査付）

募集人員：１名

採用期間：令和８年４月１日（予定）～令和９年３月３１日（予定）

２．職務内容

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総括担当）では、①政策統括官の所掌事務に関する総合調整に関すること、②政策統括官の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び調整に関すること、③政策統括官の所掌事務全般に係る横断的な調査及び分析並びに情報提供に関すること、④その他政策統括官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行っております。

今回募集する職員には、主として局内職員の人事管理事務等を担当していただきます。

３．応募条件

次の条件を備えた方を希望します。

1. 高校卒業程度（大学入学資格を有するもの）
2. 国の行政機関、地方公共団体、又は民間企業等において、人事管理・会計事務等に関する実務経験が半年程度あること。
3. パソコン操作（ワード、エクセル等）に十分習熟していること。

４．応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

1. 日本国籍を有しない者
2. 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

（１）拘禁刑以上の刑に処せされ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

５．応募要領

（１）提出書類

① 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

② 業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記述したもの、Ａ４横書き）

③ 志望動機について記した小論文（４００字程度）

（２）提出方法　　郵送

（３）書類送付先及び問合せ先

郵便番号　〒１００－８９１４

東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎第８号館

内閣府政策統括官（共生・共助担当）庶務担当

電話番号　０３－３５８１－２１１１（内線３８２０８）

（４）応募締切

令和８年３月２３日（月）必着

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

（５）選考方法

１次選考　書類審査

２次選考　面接

※１　書類審査の結果、２次選考(面接)を行うこととなった方には、２次選考の日時場所等をご連絡いたします。

※２　応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

６．勤務条件

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：９時３０分～１８時１５分（土、日、祝祭日を除く）

（状況に応じて超過勤務（残業）を命ずる場合あり）

勤 務 地：東京都千代田区永田町１－６－１中央合同庁舎第８号館

内閣府政策統括官（共生・共助担当）内

７．給与等

給　　与：国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

休　　暇：年次休暇、特別休暇等あり

服　　務：国家公務員法に定める服務規定の適用あり

社会保険：国家公務員共済組合制度国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

８．その他

（１）応募の秘密については厳守いたします。

（２）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

（３）採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

（４）採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、予めカード取得の手続きをしていただくこととなります。